

民間施設についてのガイドラインの 発展に関する考察

～子どもたちの学ぶ権利の質の保障のために

古山 明男 多様な教育を推進するためのネットワーク代表
(通称：おるたネット)

2023年6月24日



はじめに



はじめに

各地の自治体は、民間施設ガイドラインを作成している。
このひな型となっているのは、文科省通知(令和元年10月25日)
*に付随する二つの文科省文書である。

○ **別記1 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて****

この文書は、従来型義務教育制度を崩さないことを最優先させている。そのため、不登校児童生徒への支援を狭めがちである。

○ **別添3 民間施設についてのガイドライン(試案)*****

この文書は、民間施設の独自性を尊重している。趣旨説明もこのようになっている

「このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである」

このように二つの性格の違う文科省文書が存在し、実はダブルスタンダードになっている。各
地自治体で作成する民間施設ガイドラインも、それぞれに違いが生じている。

この資料では、こうした民間施設を利用する子どもたちにとって、最善の利益になるようにブ
ラッシュアップされたガイドラインについて考察することにより、今後の参考となることを目指
している。

[参考・引用資料]

*:文部科学省 元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

**：（別記1）

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf

***：（別添3） 民間施設についてのガイドライン（試案）

https://www.mext.go.jp/content/1422155_004_2.pdf

兵庫県ガイドラインについての考察

4

兵庫県教育委員会

WebサイトURL

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/weblog2/board-bo/>

ガイドライン掲載ページ

義務教育課 > 不登校への対応
<https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/10futoukou/futoukou.html>

名称

不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン

資料PDF

https://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/10futoukou/pdf/02_minkanguideline.pdf

策定日・最終改定日

令和2年3月。令和4年1月更新。 (2023年6月現在)



不登校児童生徒を支援する
民間施設に関するガイドライン

不登校の児童生徒を支援する施設等に関する
保護者向けチラシ (PDF)

学校に行きづらいお子さまのこと、一緒に考えていきましょう。
人とのつながりが希薄な現代社会においては、「不登校は誰にでも起こりうる」と考えることが重要です。不登校は決して悪いことではありません。子どもの心に寄り添う支援の方法について、一緒に考えていきましょう (チラシより抜粋)

○不登校児童生徒対象の施設に限定されない

文科省ガイドライン（試案）の『不登校支援を主たる目的とする』がなくなり『目的が明確』と記述された。これで、オルタナティブ学校、習い事、学童保育、学習塾など、子ども自身の選択に沿う道が拓けた。

文部科学省ガイドライン（試案）*	兵庫県「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」
2 事業運営の在り方と透明性の確保について ① <u>不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的</u> としていること。	Ⅲ 判断するための留意事項 P.1 1 実施主体について (2) <u>不登校児童生徒に対する支援を行うこと</u> の 目的が明確 であり、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す取組がなされていること。

* 文部科学省文書：文部科学省 元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日
 「**文科出欠の取り扱いについて**」：（別記1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
 「**文科ガイドライン（試案）**」：（別添3）民間施設についてのガイドライン（試案）

○通所条件がなくなった

文科省出欠の取扱いについての『当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること』がなくなった。これにより、訪問型支援、オンライン型支援にも、道が拓かれる。

文部科学省文書 令和元年通知 別記 1	兵庫県「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」
2 出席扱い等の要件 (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。	(記載なし)

○児童生徒にとって最善の利益

文科省ガイドライン（試案）の3－③『我が国の義務教育制度を前提としたものであること』が消えている。この文言は、具体的には意味不明であり、不必要である。

（6）これにかわって『当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。』が新たに作られ、子どもの権利条約との関連がはっきりするとともに、全体に柔軟性が増した。

文科ガイドライン（試案）	兵庫県「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」
<p>3 相談・指導の在り方について ③ 指導内容・方法，相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており，かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また，<u>我が国の義務教育制度を前提としたものであること。</u></p>	<p>（3）指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。</p>
	<p>新設 P.1 Ⅲ 判断するための留意事項 2 支援の在り方について （6）<u>当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。</u></p>

○施設・設備の所有条件を緩める

文科省ガイドライン（試案）の5は『施設、設備を有していること』となっているが、「学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること」として、必ずしも所有しなくてよいことになった。

文科省ガイドライン（試案）	兵庫県「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」
<p>5 施設、設備について</p> <p>① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。</p> <p>② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、<u>宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること</u>。</p>	<p>Ⅲ 判断するための留意事項 P.2</p> <p>4 施設・設備について</p> <p>(1) <u>学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること</u>。</p> <p>(2) <u>利用施設・設備にあつては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること</u>。</p> <p>(3) <u>宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること</u>。</p>

○学校・教育委員会と施設との関係について

兵庫県ガイドラインでは、「施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること」が加わっている。しかしこれは、(2)の「相互に、必要な情報等を交換する」だけで十分だろう。干渉的ともなりかねない。

文科省ガイドライン（試案）	兵庫県「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」
<p>6 学校，教育委員会と施設との関係について 児童生徒のプライバシーにも配慮の上，学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど，学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。</p>	<p>Ⅲ 判断するための留意事項 P.2 5 学校・教育委員会と施設との関係について (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること。 (2) 学校と施設が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。</p>

○保護者と学校の連携・協力について

文科省通知別記1は、「保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること」を出席扱いの要件にあげている。連携・協力関係は望ましいことではあるが、保護者と学校の関係が悪化している場合には、一方的に保護者に譲歩を要求することになりかねない。一律に要件とはしなかった兵庫県が正しい。

文部科学省文書 令和元年通知 別記1	兵庫県「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」
2 出席扱い等の要件 (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。	(記載なし)

○市町村ガイドラインとの関連P.7～8に、「5 市町における民間施設についての基本方針 [姫路市]例」が掲載されている。

この姫路市ガイドラインには、兵庫県のブラッシュアップは反映されていない。その事情は、姫路市ガイドラインのほうが先に作られ、文科省ガイドラインをほぼそのまま踏襲していたためである。姫路市が県に対して独自性を主張しているものではない****。

**** : 2023年6月現在、兵庫県のガイドラインを、各市町村のガイドラインとして策定している市区町村で、インターネット上で確認できるのは、[明石市](#)、[西宮市](#)、[加古川市](#)、[福崎町](#)。おるたネット調べ。